



Title	明治前期における警察官の「法継受」：警官練習所および巡査教習所を主たる対象として
Author(s)	田中, 亜紀子
Citation	阪大法学. 2024, 74(3-4), p. 337-360
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/99479
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

明治前期における警察官の「法継受」

——警官練習所および巡査教習所を主たる対象として——

田 中 亜紀子

1 はじめに

現在の法制度の基本形が形成されつつあった明治期の日本において、法継受といえば、近代欧米法を日本の法制官僚や研究者たちがどのように理解して法制度を作り上げていったかという点に注目される傾向がある。もちろん立法・司法・行政の上層部における法継受がいかなるものであったかを解明することは極めて重要である。それとともに、上層部における法継受を経て、それが民衆レベルにまで到達する過程における法継受の実態も重要であり、その点を明らかにするためには各種教育機関や実務研修などにおいて法はどのように教えられたのか、あるいは法律や法曹、刑事・民事事件などはどのようなものとして人々に語られたのかを検討する必要があると考える。

警察官における法継受に関しては、警察業務に必要な法律・規則の内容および行政・司法警察としての職務の際に法律・規則を守ることの必要性や、警察官が近世における町奉行・与力などとは異なり、四民平等を前提として民衆に応対しなければならないことを理解して行動できていることなどがその内容として考えられる。また、立憲国家における一官吏として近代法を体现し人々の模範となることが警察官には期待されていたことから、最終的な考察の射程としては、警察官の法継受とともに、警察官を通じた人々の法継受も検討する必要がある。しかしながら、本稿においては、その前半である警察官の法継受に限定し、國家の治安を維持し、行政・司法警察として、管轄する行政事項を処理し、犯罪を未然に防ぐとともにいったん犯罪が発生した時には迅速に対応す

ることが求められるようになった警察官について、明治初期から前期にかけてはどのような者を警察官に採用し、警察官として求められた事柄は何なのか、そして刑法および治罪法をはじめとする法制度が整備される中で警察官として必要な法知識などはどのように身につけたのかを主たる考察対象とするものである。

日本の警察史については大日方純夫や荻野富士夫をはじめとする研究者によって多様な分析視角から研究が行われている。中でも本稿が注目する明治期の警察官採用および人的構成、そして研修制度のうち、明治初期の警察官がどのような出身であるかについては、大日方純夫『近代日本の警察と地域社会』では、日本近代警察の特徴として、極度の中央集権性、膨大な権限による国民生活への介入、士族的・特權的内部編成の三点があげられ、第三の点について警察の担い手を検討し、大阪府・京都府における巡査の志願・合格状況および京都府の警察官の構成を取り上げ、巡査における士族の割合が高かったことを指摘し、特に採用状況において士族の合格率が平民をかなり上回っていることなどから、新たな官僚機構の重要な一端を担う警察の担い手として、かつての支配身分である士族層が入り込んでいた点などを指摘している。⁽¹⁾また、池田雅則は、警察官に求められた資格や能力を警察官吏の任用制度を時系列的に辿ることで警察官吏の任用が判任文官の任用全体においてどのように位置づけられるのかを明らかにし、Ryan Glasnovich (2019) は、不平等条約が明治日本の警察に与えた影響および警察官に対する英語教育について分析しており、警察官の採用および教育に関する研究実績は既に存在している。⁽²⁾しかしながら既に述べた警察官の法継受という観点からは未だ考察が尽くされたとは言えない状況にあると考える。

現在行われている都道府県の警察官採用試験内容を確認すると、たとえば警視庁警察官採用試験案内によれば、第一次試験では筆記試験および適性検査が行われている。筆記試験の内容は教養・論（作）文・国語であり、法律専門科目の知識を問うものではない。第二次試験の試験科目は面接試験・身体検査・体力検査・適性検査であり、ここでも法的知識を問う試験は課されていない。他の地域の試験内容も同様であることから、警察官の採用には法的知識の有無

明治前期における警察官の「法継受」

はそれほど重視されていないということができる。それでは実務に必要な法的知識をどこで身に着けるのかといえば、初任者向け訓練学校ともいべき警察学校⁽⁴⁾、あるいは幹部向けの警察大学校であり、それらのカリキュラムの中には教養としての法的知識ならびに関連法規の学習がある。その警察学校および警察大学校の出発点が、本稿で取り扱う巡査教習所と警官練習所である。

明治前期の警察・監獄行政に警保局長として関わった清浦圭吾は、「当時の条約改正の準備として警察官に法律思想を注入して彼等の風紀を一変せしめやうと云ふ場合でもあつた」と回想している。そして、警察改良の必要性があると考えた山縣有朋が、「警察にも警視・警部・警部補を養成するために警官練習所を設け、又巡査部長や巡査を養成するために巡査教習所を設ける」ことを建議し、警官練習所・巡査教習所が創設されることになったことを述べている。そこで以下では、明治前期の警察制度を概観し、警察官採用の際に何が求められており、採用した警察官に対する教育的働きかけの必要性が認識されるに至る過程を検討した後に、警官練習所および巡査教習所を通じた警察官における法継受の一端を明らかにすることを試みる。

2 明治前期の警察制度

2-1. 明治20年代までの中央および地方警察制度

警官練習所および巡査教習所の創設の必要性ならびに内容を検討する前に、そこに至るまでの警察制度がどのようなものであるかを概観する。

内務省警保局『日本警察の沿革：維新から終戦まで』によれば、警視庁に関しては、①各藩兵の交代警護時代（明治元年4月から明治2年11月）、②東京府兵時代（明治2年11月から明治4年10月）、③遷卒時代（明治4年10月から明治5年8月）、④司法省警保寮時代（明治5年8月から明治7年1月）、⑤東京警視庁時代（明治7年1月から明治10年1月）を経て、⑥内務省警視庁時代（明治10年1月から明治14年10月）には経費節減を名目として東京警視庁が廃止され内務省の警視局に合併され、これを総括する大警視が全国の警察官を直接指揮することになった。そして、本稿の対象時期となる明治20年前後は、⑦

警視庁時代（明治14年10月以降）であり、明治14年10月14日の改革によって警視庁が再び独立設置され、同時に警視局は警保局と改称された。

地方警察については、警視庁のような明確な時代区分とはならないまでも、⁽⁷⁾ ①司法と警察の混淆時代（明治4年10月から明治8年3月）、②司法と警察の分離および警察事務管掌の独立（明治8年3月ならびに11月以降）を経て、明治8年3月の行政警察規則の発布等により司法と警察とが理論上分離されて明治8年10月には警部、巡査の官職が設けられた。翌11月には県治条例が廃止されて新に府県職制並事務掌程が発布され、府県では第四課を設けて警察事務を管掌することになり、第四課は別に警保課、警察課とも呼称され、翌9年迄には全国各府県に警察事務管掌の独立課が設けられた。その後、明治13年4月には全国一斉に従前の第四課を警察本署と改称し、翌14年11月には府県に警察部長を置き警察部長を以て警察本署長とした。そして、③府県知事による警察事務の掌握（明治19年7月以降）、明治19年7月の地方官制の大改革によって府県知事は警察事務を総理することを明確にし、府県知事が警察事務につき府県令を発する権限あることが定められた。以上のように、地方においては政府および警視庁の動向を踏まえた警察制度の整備が進み、また、府県知事の警察事務に関する権限が強化された時期であった。

2 - 2. 警察官採用

明治8年12月に巡査召募規則が制定され、巡査の採用条件が全国的に統一されることになった。この規則による警察官採用条件は以下の通りである。⁽⁸⁾

第一條 召募合格ノ者

- 一 年齢廿歳ヨリ四拾五歳マデ
但シ徵兵相当ノ者ハ之レヲ除ク
- 二 普通読書差間ナキ者
- 三 二ヶ年以上勤続差間ナキ者
- 四 職務上ニ害アル疾病ナキ者
- 五 性質耐忍ニシテ酒癖ナキ者

六 保証人アル者

七 破廉恥及貽罪等ヲ犯セシコトナキ者

上記条件を見る限りにおいては警察官に求められた学力は識字能力程度であり、法律に関する知識は求められていなかった。その後の警視本署が明治11年3月に出した巡査採用規則においても基本的に巡査召募規則に基づく採用判断が行われていたが、同規則が明治16年3月17日の内務省乙十一号で廃止された後は、各府県適宜の方法で警察を採用することが可能となり、たとえば警視⁽⁹⁾庁では「年齢満二十年以上四十年以下ニシテ徵兵ニ相当セサル者」「身幹曲尺五尺以上ノ者」「体質強壯ニシテ職務上ニ害アル疾病ナキ者」「読書普通ノ文書ヲ讀得ル者」「作文通俗往復文ヲ綴得ル者」の条件を示しているが、これは巡査召募規則の内容を踏襲したものと考えられる。他方において、島根県の場合⁽¹⁰⁾、以下の通り法律科目が試験科目に取り入れられている。

第二條 試験種目左ノ如シ但第一種ニ不合格ノ者ハ他ノ試験ヲ為サス

第一種 体格

- 一 体質ノ良否其他職務上ニ害アル病故ノ有無ヲ驗ス

第二種 技芸

- 一 法律規則 刑法治罪法及警察法規警務要書等
- 二 歴史地理 日本外史皇朝史略及日本地誌要略等
- 三 作文 仮名交り論説文若クハ報告文
- 四 算術 加減乗除
- 五 写字 楷行草諸體

第四條 左ノ諸項ニ該ル者ハ採用セス

- 一 二十年未満三十五年以上ノ者
- 二 身幹五尺一寸ニ満タサル者
- 三 満五年以上勤続スル能ハサル者
- 四 徵兵ニ相当スル者
- 五 重罪ノ刑又ハ輕罪重禁錮ノ刑ニ処セラレ若クハ同上ノ刑ニ該ルヘ

- キ罪ヲ犯シ単ニ監視ニ付セラレタル者及輕禁錮ノ刑ニ処セラレ満期後五年ヲ経サル者但旧法ニ依リ施体ノ刑ニ処セラレタル者亦之ニ準ス
- 六 賭博犯処分規則ニ依リ懲罰ニ処セラレタル者
 - 七 巡査懲罰例又ハ官吏懲戒例ニ依リ免職セラレ若クハ故ナク巡査ヲ辞職シテ二年ヲ経サル者
 - 八 身分不相応ノ負債アル者又ハ身代限りノ処分ヲ受ケ弁償ノ義務ヲ終ヘサル者
 - 九 品行方正ナラサル者及酒癖又ハ暴行ノ癖アル者

同時期の埼玉県、広島県の巡査採用規則には上記島根県巡査採用規則第二條のような試験科目に関する規定は無く、学力に関する採用条件は、「普通読書作文ヲ為シ得ル者」⁽¹¹⁾「普通読書文筆ニ差闊ナキ者」⁽¹²⁾程度であることから、この時期の島根県の警察官採用が他府県と比べて厳しいものであったことは明らかであるものの、各府県適宜の方法で採用することができた明治20年前後の警察官採用に関する地域差の検討や他府県と比較した島根県の採用条件設定の理由の考察などは本稿の対象外であるため別稿で行いたい。警察官の採用に関しては、明治24年9月3日「巡査採用規則」の公布によって再び全国統一の採用規則が用いられるようになるが、それ以前においては警察官採用の際に求められた学力は識字能力程度であって法律に関する知識は基本的に求められておらず、それゆえに、警察官として採用した後に警察実務や法律などについての研修が必要であった。

2 - 3. 初期の警察官に関する評判と研修の必要性

明治10年西南戦争における政府側の兵力不足に対し、川路利良大警視は警部巡査を招集して警視隊を編成して出征し、その後は武功を誇る警察官も多くなり、「勢ひ人民を輕蔑し威嚇するとか苛酷に取扱ふと云ふ風」があったと清浦は回顧している。同様にそのころの警察官は川路をはじめとして薩摩出身者が多く、「一時は警視庁のみならず全国の警察が殆ど薩摩出身のやうな有様で、

明治前期における警察官の「法継受」

其当時の噂に芋の蔓を日本国中に張廻つたと言はれた程であつて、他府県から出身の警部巡査などでも各々薩摩弁を真似なければ何だか斯う景気が好くないような有様で、『こらゝッ』とでも云ふやうな風にやり付け居つたのであります。どうも其気分も薩摩隼人の如き荒々しいことが行はれて居た。」とも述べており、整備されつつある近代国家体制およびその法秩序の担い手として、また、新たな法規範を身に着けて人々の模範となることが求められた警察官としては不十分な状態であった。

明治10年代の警察官のあり方について言及したものとしては、先に挙げた川路利良の語録をまとめた『警察手眼』⁽¹⁴⁾がある。⁽¹⁵⁾初代警視総監として欧米の警察制度を日本に取り入れた近代日本警察の父と称される人物であり、当時の警察官に大きな影響力を持っていた川路は、同書の「警察要旨」において、「一国ハ一家也政府ハ父母也人民ハ子也警察ハ其保傳也我国ノ如キ開化未ダ治子カラザルノ民ハ最モ幼者ト看做サ バルヲ得ズ此幼者ヲ生育スルハ保傳ノ看護ニ依ラザル可ラズ故ニ警察ハ今日我國ノ急務ト為サ バルヲ得ザルノ理アル也」(下線部筆者、以下も同様)、と述べ、「一国ハ一家」「政府ハ父母」、そして文明開化間もない当時の人民は「幼者」であり、警察はその「保傳」すなわち守役であるとしている。つまり、警察官は人民の手本となるべき存在であり、いわば無知蒙昧な人々を教え導く者だと設定している。その他、「警察官ノ心得」では、「警察官ノ心ハ總テ仁愛補助ノ外ニ出デザルベシ是ヲ以テ警察権の發動モ亦總テ仁慈ノ外ニ出ズ故ニ警察官タル者ハ人民ノ憂患ヲ聞見スル時ハ已レモ其憂ヲ共ニスルノ心ナカルベカラズ」「警察官ハ人民ノ為ニハ保傳ノ役也故ニ人ノ我ニ対シテ如何ナル無理非道ノ挙動アルモ道理ヲ以テ懇切ヲ盡シ其事ニ忍耐勉強スペシ」「若シ某官ノ我警察権ヲ論ズル者アレバ之ニ答テ曰ン我ハ安寧ノ保護官也」⁽¹⁶⁾などと述べ、警察官の職務遂行においては「仁愛補助」に徹し、たとえ人が「無理非道ノ挙動」に及んだとしても「道理ヲ以テ懇切ヲ盡シ」、人のための「保傳ノ役」あるいは「安寧ノ保護官」であることを説いている。そしてそのために、「警察官ハ人民ノ為ニハ勇強ノ保護人ナレバ威信ナクンバアル可ラズ其威信ハ人ノ感ズル所ニアリ其感ズル所ハ已レノ行フ所ノ危難ノ価ニアリ即チ人ノ耐へ難キ所ヲ耐へ人ノ忍ビ難キ所ヲ忍ビ人ノ為シガタキ所ヲ為ス

ニ在リ」⁽¹⁸⁾といった、職務における威信や忍耐力が必要であるとしている。警察官として業務に取り組む姿勢を述べ、人民に対して丁寧な対応を説いているとはいえ、日々の業務においてここで説かれた振る舞いを実践できた警察官がどれほど存在したかは定かではなく、実際には清浦の回顧にある「当時の警察官は大抵各藩の士族出身の者が多かつたのであります。士族出身なるが故に少しは学問や気力は具て居つたので、それは結構でありましたが、併し旧藩の士が領内の町人百姓でも見るが如き態度を以て、動もすれば職権を弄して濫に威張ると云ふ誹りを免れなかつたのでござります。」⁽¹⁹⁾といった状況が一般的であったと考えられる。さらに川路が「法」がどのような意味合いで用いられたかに注目して『警察手眼』を読み進めると、「探索心得」において、「情ヲ動ス事情ヲ動スノ法ハ其胸慮ヲ動シ其虚実ヲ察シ或ハ怒ヲシメ或ハ容レ或ハ拒ミ或ハ詐リ或ハ信ジ或ハ威シ或慄ル等盡ク欺術ヲ以テスベシ」とあり、この箇所のみで判断することは不十分とはいえ、当該文章では「法」は技術という意味で用いられており、刑法や治罪法という意味での「法」とは異なることが確認できる。また、この箇所以外に「法」に関する言及は確認することができなかったことから、『警察手眼』が一定の警察官の業務姿勢等に影響を及ぼしていたと考えられる明治10年前後では、明治政府において近代西欧法の継受およびそれを踏まえた立法が行われつつある中で、警察官が業務に関連する法令やそれらの法令の背景にある近代法観念を理解していることは未だ切実には求められていなかつたと考えられる。⁽²⁰⁾⁽²¹⁾

このような状態を打破する契機となったのが、明治13年刑法および治罪法の制定、そしてさらに法整備の必要性を生じせしめた西欧列強との間に結ばれた不平等条約の改正であった。先に示した通り、清浦も「そこで此威嚇的な警察官の気風を軟げむ為には、先づ警察官に法律知識を注入して合理的に行動する気風を作ることが最も必要と云ふことで、又一方には刑法・治罪法も実施せられ、条約実施の準備など、云ふ風向になつて來たものでありますから、警察官各自も大分悟つて來たものかして、法律智識の吸収を欲する氣運が盛になつたのであります。」と回顧している他、松井茂も「我国の法制は、明治三年の新律綱領公布の時代には、尚未だ民をして由らしむべし、知らしむべからずの主

明治前期における警察官の「法継受」

義で、法律は官吏同士の心得べきもので、民衆をして知らしむるの趣旨ではなかつた。然るに明治十三年に刑法、治罪法（後の刑事訴訟法）が発布され、明治十五年より実施せらるゝこととなり、時代の要求は終に法律を人民に周知せしむる方法を探るに至つた。」「刑法、治罪法は一つには条約改正の準備の意味でも施行されたのであるが、これは我国警察の思想界に於ける一大変転期とも云ふべきである。⁽²²⁾」と、同趣旨のことを述べていることから、明治10年代後半には、警察官が「法律知識」を身に着けることは警察官として合理的な行動をとることに繋がること、また、人々から頼られる警察官になるためには、威張ったりするような不適切な行動を避け、「法律知識」にもとづいた行動を目指す必要があることは、政府もある程度は認識するようになっていたことが考えられる。すなわち、条約改正に伴う国外からの視線、そして、「法律を人民に周知せしむる方法」が採られたことによって、警察官が業務において関連する法律を理解し、それらの法律に従って行動することが求められるようになり、ここにおいて、警察改良ならびに警察官における近代法の法継受の必要性が高まつたといえよう。もちろん当時の警察官に求められていた事柄は刑法・治罪法などの法律の知識だけではなく、それらはあくまで一部に過ぎなかつたが、法律を含めた諸知識の教育機関の役割を担つたのが警官練習所・巡査教習所であった。そこで次章では警察学校の設立背景および概要を確認する。

3 警官練習所

3-1. 警官練習所設立背景

政府中枢部において警官練習所設立を含む警察改革の必要性を唱えたのは山縣有朋である。この点について清浦は次のように述べている。

其中にも警察の改良には条約改正準備関係として最も重きを置かれて、慎重なる研究の結果遂に一片の意見書を内閣に提出されました。其主要点は警察官の養成機関を陸軍の制度の如くに、即ち陸軍には士官を養成する為には士官学校あり、下士を養成するためには教導団がある。警察にも警

視・警部・警部補を養成するために警官練習所を設け、又巡査部長や巡査を養成するために巡査教習所を設ける。而して其方法は斯様々々にすると云ふ建議をせられまして、それが遂に内閣の容る、所となつて私は警保局長兼練習所長として其実務の衛に当つたのであります。

「条約改正準備関係」として警察の改良を重視し、そのために幹部候補とそれ以外に分けて養成機関を設置することを山縣が建議し、実現した警官練習所および巡査教習所に当時警保局長であった清浦が練習所長として関わったことを回想している。山縣の建議は明治十七年二月に「⁽²³⁾警察官訓練ノ儀」として行われている。山縣によれば、当時の警察は、「全国警官ノ数九百五拾壱人巡査武萬三千七百拾六人各府県ニ警察本署各一所ヲ置キ各警察署ヲ總ヘシメ警察署ノ下ニ分署ヲ置ク警察署ノ数三百七拾六」、「一警察署或ハ分署ヲ得千六百五拾人ニシテ警官或ハ巡査壱人ヲ得」という状況であることから、人員数としてはある程度十分な組織になっていたとはいえ、「良ヲ護シ兇ヲ除キ治安ヲ保持スルノ機関」を完備させるためには警官または巡査に訓練を行う必要があることを主張し、「今日警察組相備ハルモ讒ニ其形体ヲ成シテ未タ其精神ヲ完クセス」、つまり、明治17年当時の警察組織は未だその精神=警察組織としての実質は不十分であることを指摘し、その対策として次のような建議を行った。

独逸国ノ警官学務兼ネ到ル者壱人ヲ聘招シ以テ我カ警部以上ノ人ヲ訓練シ又彼巡査ヨリ経歴シ稍ヤ學術アル者式名ヲ招キ以テ我カ巡査ヲ教習セシメ旁ラ模範ヲ取ル所アラシムヘシ其法東京ニ教習所ヲ設ケ府県ノ警部巡査中ニ撰ヒ輪次ニ上番シテ習学セシメ其費用ノ如キハ教師ノ給料及教習所ノ支給ハ之ヲ國庫ニ仰キ地方警部巡査ノ教ヲ受ル者ハ之ヲ地方税ヨリ弁額セシメントス右謹仰閣裁候也

山縣は、①ドイツから警部以上の訓練を行う者および巡査を教習する者を招聘する。②警官教習所を東京に設置する。③その教習所で府県から選抜された警部および巡査を順番に学ばせる。④教師の給料および教習所に関しては国庫、

明治前期における警察官の「法継受」

教習所で学ぶ警部巡査の費用は地方税から支出させることの4点を求め、それらは認められて翌18年に警官練習所が開設した。

内務省警保局『日本警察の沿革』には、幹部教養として、「明治十七年三月内務省山縣有朋は内政改革の第一歩として中央に有力なる警察教育機関を設置するの緊要なることを上申し、警官練習所を創設、独逸国（プロイセン）警察大尉ウキルヘルム・ヘーン及び警察曹長エミル・フヰガセウスキーを招き各地方長官選抜にかかる警察官吏を収容して明治十八年四月開講した。これは明治二十二年三月廃止された。⁽²⁴⁾」と記載されている。廃止理由については後でとりあげるが、ここではまず、警察幹部およびその候補者を対象とする教習所として警官練習所が東京に開設されたこと、ドイツから警察大尉ウキルヘルム・ヘーン（以下「ヘーン」）および警察曹長エミル・フヰガセウスキー（以下「フヰガセウスキー」）の2名を招聘したこと、教習を受ける者は各府県などから選抜されたという点を確認し、詳細は次節で確認する。

3 - 2. 警官練習所の概要

内務省報告では、開設年度の警官練習所について次のように記載している。⁽²⁵⁾

警官練習所ヲ設置シ学術ヲ警官ニ訓練シ実務ト兼通セシムルノ要用ナルコトハ十七年ニ於テ稟申シ即裁令ヲ得先キニ既ニ設置セリ是ニ於テ本年二月警官練習所所長幹事以下ノ諸員ヲ定メ教師独逸国警察大尉ヘーン（原文右傍線）警察曹長フヰガセウスキー（原文右傍線）ノ式名ハ三月六日聘ニ応シテ着京セシニ依リ学制ヲ定メ四月二十日ヨリ授業ヲ始メタリ其練習ノ期八十箇月ト定メ警察法、操練、現行法律（刑法 治罪法）英語学ノ数科二分チ警察法并操練ノ式科ハ独逸人両名ニテ教授シ現行法律タル刑法治罪法及英語学ノ三科ハ判事高木豊三外両名ヲシテ之ヲ教授セシム受業生ノ総員ハ最初百六拾名ニシテ警視庁ハ警察副使巡査長巡査部長ノ内五名、巡査四名大阪府ハ警部警部補ノ内三名巡査四名京都府及神奈川県ハ警部警部補ノ内各三名巡査各三名兵庫長崎新潟ノ三県ハ警部警部補ノ内各式名巡査各式名其他ノ四拾県ハ警部警部補ノ内各壹名巡査各式名ナリシカ爾來疾病事故

ノ為メ退学セシモノ数名アリ而シテ去ル十月中施行シタル第一学期試験ニ
於テ及第者百三拾壱名内警部五拾名巡查八拾壱名落第者九名内警部四名巡
查五名欠席セシ者七名内警部壱名巡查六名ナリ落第及欠席ノ者ハ授業上ノ
都合ニヨリ便宜次期ノ科業ニ移ラシメ目下受業生ノ現員百四拾三名ナリ

山縣が求めた通り、警察実務の模範としてプロイセンから招聘したヘーンと
フイガセウスキーが警察法および操練を、現行法や英語などの科目は日本人が
担当することが予定されていた。具体的には、ヘーンが警官練習所において独
逸警察法・警察実務・操練・消防などの実務、フイガセウスキーが巡查練習所
の教師を担当した。また法律学については、その中心となる刑法・治罪法など
については後述する通り帝國大学教授や司法官などから人選され、その他にも
清浦圭吾が警察法、後藤新平が衛生行政法を担当しており、全国から選抜され
⁽²⁶⁾
た幹部候補者に対して警察実務に必要な法律や教養科目などを注入しようとした
ことがうかがわれる。

なお、法律学担当者については官報で確認すると、明治18年4月18日から高
木豊三（判事）が刑法、同年8月19日より亀山貞義（司法権少書記官）が治罪
法の講義を担当したが、翌19年4月24日からは井上操（判事）が刑法および治
罪法の2科目の講義を担当することになった。井上の後任として宮城浩蔵（司
法省参事官）が8月18日に「刑法治罪法講義」の嘱託を受け、明治20年4月19
日には磯部四郎（検事）が同2科目の担当となった。その後、明治21年9月13
日に斯波淳六郎（法科大学教授）が行政学講義の嘱託を受けており、練習所閉
所までその状態が続いたものと考えられる。この点に関して清浦は、「但し是
等の人々は専ら実務上の教習に当つたのであつて、法律学の方は帝國大学の教
授其他司法官の中から人選いたして之に当つて貰つたのでござります。」と述
べており、短期間である程度の効果を得るためにどの科目を誰に担当させるか
といった役割分担を意識していたことがうかがわれる。⁽²⁸⁾

練習所の修業期間は先に引用した箇所では10か月となっているが、「警官練
習所一年、巡查練習所八ヵ月だったが、のち前者を十五ヵ月、後者を一年にあ
らためた」といった記述も見る事が出来る。明治19年以降各地に設置される巡

明治前期における警察官の「法継受」

査教習所の修業期間が数か月であることと比べると、かなり充実していることがわかる。また、修業対象者は各府県などから選抜された警部・警部補と巡査であり、府県の規模に応じた定員を定め、警視庁は9名（内、巡査4名）、大阪府は7名（内、巡査4名）、京都府および神奈川県は6名（内、巡査3名）、兵庫県・長崎県・新潟県は4名（内、巡査2名）そして三重県を含む40県は警部・警部補が1名、巡査が2名であり、合計すると警部・警部補60名、巡査100名を予定していた。⁽³⁰⁾練習所の卒業生は、内務省報告と官報で数値が一致していないものの、官報に従えば、明治19年3月29日の第1回受業生として卒業証書を授与された者が、警部52名・巡査86名、第2回については明治19年12月8日に卒業証書を授与された巡査99名（病気欠席者1名）、明治20年4月30日に授与された警部52名、第3回については明治20年7月22日に授与された巡査102名（病気欠席者1名）、明治21年7月17日に授与された警部73名、そして練習所閉所による最後の授与者は、第4回受業生である警部86名であり、卒業証書を授与された者の合計は警部263名、巡査287名（病欠者2名を含む）となる。なお、第4回受業者が警部・警部補に限定されている理由は、明治19年以降に各府県において巡査教習所を開設し、巡査を対象とする教育機関が整備されたことおよび警官練習所において巡査向けの科目を担当していたフィガセウスキーが病氣の為明治20年3月に解傭されたことで、警官練習所は警部養成に特化し、その卒業生に警察改良に従事させることが妥当であると考えられたた
⁽³¹⁾めである。

3 - 3. 警察官練習所閉所

山縣が警察改良のためには必要であると主張して開設した警察官練習所に関しては、明治21年10月には同じ山縣によって、獄務改良のために警察官練習所経費を転用することが求められた。「内務大臣請議獄務改良ノ為メ警官練習所経費転用ノ件」⁽³²⁾では、その理由を次の様に述べている。

別紙内務大臣請議獄務改良ノ為メ警官練習所経費転用ノ件ヲ調査スルニ去
十八年中警察事務改良ノ為メ警官練習所ヲ設ケ専ラ警官訓練ニ従事シ爾來

大ニ其効果ヲ得今ヤ警察ノ面目殆ト一変スルニ至レリ依テ同所ハ来ル二十二年三月限閉所セントス然ルニ之ニ継キ最急務トシテ大ニ改良ヲ図ルヘキハ監獄事務ナリ今之ヲ施サントセハ先ツ外国監獄官ニシテ学識実験兼備ノ者ヲ招聘シ之ヲ図ラサルヘカラス就テハ二十二年度以降同省経費中從来警官練習所ニ要スル所ノ年額壱萬三千五百円ヲ以テ右監獄改良費ニ転用致度トノ旨ナリ右ハ緊急ノ事務ト被認ニ付請議ノ通決議可相成哉閣議ニ供ス

すなわち、僅か数年間とはいえ、警官練習所における訓練の効果がある程度得られたことから、次に内務省として取り組むべき課題は「監獄事務」であり、獄務改良のためには警官練習所同様に学識経験を兼備した監獄官を外国から招聘する必要があると述べている。山縣の主張は聞き入れられ、警官練習所は明治22年3月に閉所となり、翌明治23年1月に監獄官練習所が設立された。また、クルト・フォン・ゼーバッハ⁽³³⁾が招聘されて内務省獄務顧問として同練習所の教師として監獄官吏の育成に尽くすことになる。

限られた予算で欧米に「近代国家」と認めさせるためには、警察改革という一つの課題だけに取り組むことができない時代状況があったことは否定できないが、集治監費用（明治19年度は46万8150円。明治20年度は46万1063円）と比べると警官練習所費用（明治19年度および20年度とも1万5000円）⁽³⁴⁾はそれほど大きな金額ではないことから、財政上の問題だけをもって同練習所を閉所する必然性は少ないと考える。したがって、財政上の問題は当然含まれていたとしても、練習所による警察改良の効果が一定の期待に応えるものであったことが理由としては大きかったとも考えられる。そして、特にヘーンに対しては、練習所における教育の傍らで各地の警察状況を視察させて問題点を指摘させていたことから、警察改良のために招いたお雇い外国人に求めていた事柄を十分に入手したと山縣が判断したこともその理由に含まれると考えらえる。そこで次章では、警官練習所の法継受がその後の警察官にいかなる影響を及ぼしたか考察する目的で、警官練習所卒業生と卒業生の一部が教師として配置された巡查教習所の概要を確認する。

4 警官練習所における法継受

4-1. 警官練習所卒業生のその後

前章において練習所の対象者を警部・警部補に限定した変更理由の中で「其卒業生ヲシテ警察改良ノ基本ト為スノ利アルニ若カサルヲ信シ」と述べられているように、警官練習所卒業生には各地で警察改良の中心として活躍することが期待されていた。実際に明治19年以降各府県に設置されるようになる巡査教習所の中には、教師に警官練習所卒業生を配属させることを定めている規定もあり、警官練習所で得た知見を地方警察における人材育成に活用する場が設けられていたことがわかる。もっとも巡査教習所の教師となる人は卒業生の一部であることから、警部・警部補および巡査の合計約550名が、その後どのようなキャリアを築いたのかについては今後さらに調査を進めたいと考えております、以下では現段階で判明するいくつかの人物を掲げるに留まる。

(1) 中村兼彌⁽³⁷⁾（第2期生）

文久元年12月12日に尼崎旧藩邸で生まれる。学歴「内務省警官練習所」。明治18年兵庫県警部補に任命され兵庫県初代警視となる。その後兵庫県各警察署長を拝命。後に美濃多紀両郡長に任命される。

(2) 佐藤三吾⁽³⁸⁾（第2期生）

文久元年正月15日大分県西庄内に生まれる。首藤一角、菊池清彦、阿部淡斎に学び明治11年師範学校に入学し卒業後は訓導に任命される。明治15年巡査に任命。「本県巡査四百五十人ノ中秀才ナルモノ三十八人ヲ撰ヒ更ニ試験ヲ行ヒ及第者ヲ東京警官練習所ニ入ラシムルノ事アリ応試優等ノ及第ヲ得ルモノ僅ニ二人ニシテ君其一二居ル以テ其俊才ナルヲ知ルヘシ」とあるように選抜されて練習所で学ぶ。帰任後「東京ニ負（原文ママ）ヒ法学院ニ入り」、同法学院卒業後、明治24年群馬県警部判任官五等に任命、同年8月に邑栄郡警察署長に任命。

(3) 松井茂久⁽³⁹⁾（第3期生）

生年不明。死亡時から判断して文久元（1861）年か。小学校卒業後に福岡県庁や福岡裁判所の給仕をしつつ独学を続け、23歳で福岡県の県属となった後、警部になり、警務課に所属。警官練習所で学び帰任後、安場知事から福岡県の警察官の為に「品性陶冶の教科書」の編纂を命じられ2年後に『警察陶冶篇』をまとめる。明治23年8月コレラ流行地に防疫事情の視察に赴いた際にコレラに感染して29歳で死去。

(4) 柴田是⁽⁴⁰⁾（第3期生）

三重県一志郡久居出身。小学校訓導、学務課を経て警部となり、明治21年警官練習所に入所、帰任後、宇治山田警察署長に任命される。

柴田に関連して『三重県警察史』によれば、第一回警官練習所入所生について、「その中には明治二十三年に松坂署長（のち警務・保安課長）として赴任した永田幸太郎警部（静岡県）、第三回生の宮本専一郎警部と交替で佐賀県から出向、桑名署長・四日市署長などを歴任した野口能毅警部（佐賀県 - ともにのち警部長に昇任）や、安濃津地検検事正として罪人した雪下陽警部（常次郎、青森県。優等生 - 第二席）などがおり」、「第一回生は十九年三月二十九日卒業、箸尾は警部に昇任して桑名署長となり、内田は警部補に任官、新設の巡查教習所教官に、大村は同じく警部補に任官、津署勤務となった。」の記述の他、「第三回警部受業生には、のち第九代本件警部長として罪人した児玉利実警部が熊本県から入所していた。」とあり、練習所卒業後に帰任して昇任、もしくは他県の警察において活躍する者がいたことがわかる。

数例ではあるが、以上の事例、特に（1）から（4）を見る限りにおいては、コレラ感染のため若くして亡くなった松井を除く3名は警察署長に任命されるなど順調にキャリアを積んでおり、松井も警察官のための教科書編纂に従事していることから、練習所卒業生の中には各府県に対する警察改良に貢献した者が少なくなかったと言える。しかしながら警察官練習所を通じて実現することが期待された警察改良は、警察組織としての底上げ、あるいは業務能力の向上を主目的としており、その意味において練習所における「法継承」は、実務で

明治前期における警察官の「法継受」

必要な法律の基本的な理解と立憲国家の警察官吏として適切なふるまいを行うべきであることの意識を持たせる程度に限定されたものであったと考えられる。

4—2. 巡査教習所

明治19年4月8日内務省訓令124号で、新採用巡査は、職務につけるまでに一定の標準によって「警察ノ要領ヲ訓授シ 実務ヲ練習」させることになり、同時に「巡査教習規則標準」が達せられ、各地で巡査教習所が設置された。

三重県においては、巡査教習所を明治19年4月に設置し、現任巡査20名および新採用生19名の計39名を第1期生として、同年5月から7月の三か月間に、行政および職制・司法・安寧・営業・衛生・風俗・道路・操練の各科目の授業を行ったとされている。また、明治22年2月開始の第14期生までは現任巡査と新募生との混合教習を行ったが、現任教養が一段落した後は新採用者の教養のみとした。また、それまでは新採用生の身分は受業生にとどまり、卒業までは巡査に任命されなかったところ、15期生（同年4月）からは採用と同時に巡査の資格を与え、名前も教習生と改められた。さらに33期生（明治25年4月）以降は定員を25名と定め、⁽⁴²⁾教習中は俸給4円を支給されるようになった。

巡査教習所の教師およびカリキュラムについては、たとえば長野県の巡査教習所教習規程では、「教官 警官練習所卒業セシ警部補一名ヲ以テ之ニ充ツ」⁽⁴³⁾「助教 警官練習所卒業セシ巡査若クハ学力相当ノ巡査一員ヲ以テ之ニ充ツ」とあり、警官練習所を卒業した者あるいは学力相当の者をして巡査の教育にあたらせようとしたことがわかる。警官練習所卒業者は4期生迄の限られた人員であり、後に教育担当者は卒業生以外が主流となるが、少なくとも明治20年前後は各地から選抜された者を警官練習所で学ばせ、そこで得た知見を帰任後に反映させることで警察改良を企図したことが巡査教習所にも及んでいた。

巡査教習所の目的は、「新任巡査ヲシテ職務ニ關スル法律規則及実務ノ執行ヲ訓練熟セシムル所トス」⁽⁴⁴⁾「警察上諸般ノ綱領服務ノ方法順序等總テ巡査タル資格ニ必要ノ事項ヲ教習スル所トス」⁽⁴⁵⁾であり、対象者を新任巡査に限定するか三重県のように現任巡査も含めるかの違いはあるが、巡査の職務に係る法律規則および実務を教習することを掲げている。

具体的な教習科目に関しては、鳥取県では「服務心得」「現行警察法」「刑法ノ大意」「治罪法の大意」「姿勢動作ノ心得」「実務練習」、埼玉県では「内外服務心得ノ要領」「行政警察ノ大意」「安寧警察」「衛生警察」「風俗警察」「道路警察」「司法警察ノ大意」「刑法中緊要ノ條項」「治罪法中緊要ノ條項」「外国人關係」⁽⁴⁶⁾を掲げており、より詳細な科目を掲げたものとして、広島県では、「⁽⁴⁷⁾巡査職務ノ本分并ニ服務規律ノ大意」「衣服ノ着装及ヒ帶劍ノ心得」「礼式及姿勢運動ノ作法」「巡査懲罰例及賞与規則給助例ノ大意」「警邏考察ノ際注意スヘキ事」「緊要ナル取締規則ノ要領」「諸興行場其他ノ場所監臨方ノ心得」「人民ニ対スル言語動作ノ心得」「非常警戒ノ心得」「通伝護送ノ心得」「注意申報ノ心得」「外国人取扱方ノ大意」「報告書其他公用文書記録方心得」「服務中告訴告発ヲ受ケタルトキ取扱方心得」「現行ノ重輕罪犯人アルヲ見聞シタルトキ取扱方心得」「現行ノ違警罪犯人取扱方心得」「司法訓則中必要ノ條件」「刑法ノ大意」「捕縄使用方」⁽⁴⁸⁾を挙げている。各地の巡査教習所の教習内容についてはより詳細な検討が必要であることは言うまでもないが、少なくとも巡査として勤務するために必要最低限の教養と警察官としての振る舞いを数箇月間で身に付けさせることを目的として取捨選択された内容である。また、戦前の警察が行政・司法警察であったことから関連する幅広い法規を知る必要があり、「法継受」としてはかなり限定したものにならざるを得なかったと考える。

5 若干の考察

本稿で確認した通り、条約改正は、刑法や治罪法といった法整備を推し進めただけではなく、それらを用いて治安の維持にあたる警察官にも大きな影響を与えた。その中でも本稿を取り上げた警官練習所は、4年あまりで活動を停止したとはいえ、各地から選出された幹部候補者に対して警察業務に必要な知識提供し、練習所を卒業した少なからぬ者が各地の警察組織において活躍し、また、人材育成に貢献した。したがって、警官練習所および当初は同練習所卒業者を教師とすることを想定していた巡査教習所は、警察官としての必須知識および業務に必要な法律や技術の修得における中央から地方への浸透およびそれ

明治前期における警察官の「法継受」

による警察改良をある程度実現したという点において意義を有すると考える。しかしながら、警官練習所および巡査教習所を通じた警察官への「法継受」は、業務に必要な多くの知識の一部としての関連法規に限定され、治安維持に携わる官吏として必要最低限の事項に留まり、たとえば近代市民の一員として自他ともに有する諸権利などを十分に理解することは困難であったと考えられる。

明治30年代においても極めて少数派であった大学卒の警察署長であったとされる松井茂は、『警察読本』において明治前期の警察について以下のように述べている。

当時の警察社会は、すべて士族出身者によつて構成されてゐたと云つてもよい程で、氣力は勿論、学問も多少は備はつてゐたが、何分にも因襲の久しき、民衆に対する人権保護問題等の思想乏しく、頗る権威を逞しくしたものであつた。殊に明治十年の戦後には、警察官は大いに論功を立てたので、凱旋後の権勢著しく、往々、民衆を苛酷に取扱ふの弊を助長する点もないではなかつた。然るに刑法、治罪法の実施を見るに至つたことは、警察官をして次第に時代の趨勢を悟らしめ、文化の方面に力を致すべきことを知らしめる力となつた。刑法、治罪法は一つには条約改正の準備の意味でも施行されたのであるが、これは我国警察の思想界に於ける一大変転期⁽⁴⁹⁾とも云ふべきである。

松井もまた、清浦と同様に、条約改正および刑法、治罪法が「我国警察の思想界に於ける一大変転期」であったと述べているが、警官練習所および巡査教習所における修業を通じて、それ以前の「民衆に対する人権保護問題等の思想乏しく、頗る権威を逞しくした」「民衆を苛酷に取扱ふの弊」が改まり、権力や権威に取り込まれるのではなく、人権保護問題などの思想を身に着けた民衆のための警察官の誕生およびそのような警察官が多数となるような状況は未だ期待できない状況であったと言わざるを得ない。

以上、本稿では明治20年前後の警官練習所および巡査教習所を取り上げ、明治前期の警察官における「法継受」について多少の考察を行ったが、練習所お

より教習所の実態を詳細に検討するには力が及ばなかった。したがって、今後、①警官練習所で行われたカリキュラムの全貌および教習所卒業後の調査、②各地の巡査教習所の比較検討、警察官の「法継受」との関連では、③巡査教習所で用いられたあるいは市販された警察官の「教科書」の分析、④明治33年に任意団体として設立した警察協会が警察官の「法継受」に与えた影響、そして、本稿でも登場した清浦圭吾の警察官に対する啓発活動の概要把握を目的として、⑤警察協会における清浦の講演ならびに清浦がまとめた『隨聴隨筆』『奎堂余唾』の検討を行い、それらの作業と並行して明治以降の警察官の「法継受」について考察を続ける必要がある。

- (1) 大日方純夫『近代日本の警察と地域社会』筑摩書房、2000年、pp. 22-30
- (2) 池田雅則「明治期における判任警察官吏の任用と求められた能力」『兵庫県立大学看護学部・地域ケア開発研究所紀要』第27巻、2020年。Ryan S. Glasnovich, Vanguards of Civilization: Police Education and Unequal Treaty Revision in Meiji Japan (1868-1912) THE INTERNATIONAL HISTORY REVIEW 2020, VOL. 42, NO. 6, 1105-1117 <https://doi.org/10.1080/07075332.2019.1688377>。
- (3) 令和6年度警視庁警察官採用試験案内 <https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/saiyo/2024/footer/pdf/police-test-guide.pdf>
- (4) 警察学校授業紹介によると、大学卒業者は6か月、高校・短大卒業者は10か月の警察学校で実務に必要な法律の知識を身に着ける。ただし、座学の授業以外に実習、実技なども行われるため、警察学校で身に着けることができる法律分野の知識は必要最低限のものに絞られている可能性はある。<https://www.npa.go.jp/about/recruitment/police/school/lesson.html>
- (5) 清浦奎吾 述 ほか『清浦伯爵警察回顧録』警察協会、1929年、pp. 34-37、国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/1464234>
- (6) 内務省警保局『日本警察の沿革：維新から終戦まで』1946年、国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/1449718>
- (7) 同上 pp. 10-11
- (8) 戸田仙橋、遠藤定躬 編『警察必携』万葉閣、1876年、pp. 111-112、国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/790930>
- (9) 明治十六年警視庁達「巡査採用規則」(藤田龜二郎 編『登庸規則集：新刊』至誠堂、1885年、p60、国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/789521>

明治前期における警察官の「法継受」

- (10) 明治十九年十二月一日「島根県巡査規則」(『島根県公報』第1,4-13,15-16号、島根県、1886年、p37、国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/1352294>)
- (11) 明治十八年六月廿五日「巡査採用規則」(『現行埼玉県警規彙纂』1886年、p. 32、国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/994860>)
- (12) 明治十九年三月二十九日甲第五十二号「巡査志願者心得」(『広島県警務全書』広島県警察本署、1886年、p. 42、国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/791234>)
- (13) 前掲注5清浦奎吾(1929)、pp. 30-31
- (14) 川路利良述ほか『警察手眼』1875年、国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/785246>
- (15) 大隈は回顧録で「当時に於ける警察官教育の用書は、専ら川路大警視の口述に係る『警察手眼』の一書にして、眇たる小冊子に過ぎずと雖、我邦武士道の精髓と、警察官の遵奉すべき信条とは、悉く網羅して此中にあり。」と述べており、『警察手眼』が当時の警察官にとっての教科書的な存在であったことがわかる。(大隈重信撰『開国五十年史 上』原書房、1970年、p. 489、国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/12228268>)
- (16) 前掲注14川路利良(1875)、同上 pp. 2-3
- (17) 同上 pp. 5-6
- (18) 同上 p. 11
- (19) 前掲注5清浦奎吾(1929)、pp. 29-30
- (20) 同上 pp. 49-50
- (21) この点に関連して、宮地忠彦は、警察における「善導」主義的政策の形成と展開における松井茂の役割に注目する中で、松井が登場する前に近代日本の警察の有り方に大きな影響を有していた人物として川路利良、清浦奎吾を挙げ、川路が「警察官ノ人民ヲ待遇スルハ丁寧懇切ヲ極メ」といった民衆接遇方針を示すものの士族中心警察を志向していたこと、それに対して清浦は「動もすれば職権を弄して濫に威張る」ような風紀を一変させるために警察官に法律思想を注入することを目指し、それをさらに展開するように松井が幹部教育機関としての警察監獄学校設立計画の協議に有松英義と参加し同学校で「全国警察教科書」の編集準備に着手(未完成)したことや、1900年に組織された警察官の全国団体・警察協会に関わり、講演や出版を通じた警察官の教育活動を支えたことを指摘しており、警察官における法継受の実態を考察することを目的とする本稿において大変示唆を受けた。(宮地忠彦『震災と治安秩序構想－大正デモクラシー期の「善導」主義をめぐって』クレイン、2012年、pp. 20-22)

- (22) 松井茂『警察読本』日本評論社、1933年、pp. 29–30、国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/1464567>
- (23) 公文録・明治十八年・第三十一巻・明治十八年八月・内務省第一 件名：「警官練習所受業生ニ係ル費用ノ件」（国立公文書館デジタルアーカイブズ）参考資料に掲載 <https://www.digital.archives.go.jp/img.pdf/3625723>
- (24) 内務省警保局『日本警察の沿革：維新から終戦まで』1946年、p. 21、国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/1449718>。なお、警官練習所閉所後、明治32年9月に国費による「警察監獄学校」（～明治37年2月）、警察協会の経費による「警察官練習所」（明治42年2月～）、再び国費による「警察講習所」（大正7年5月～）が開所している。
- (25) 『記録材料・内務省報告』 pp. 47–48、国立公文書館デジタルアーカイブズ <https://www.digital.archives.go.jp/img/1808564>
- (26) 三重県警察本部警務部警務課編『三重県警察史 第一巻』三重県警察本部刑務部刑務課、1964年、pp. 620–621。なお、英語教師については執筆時点では特定できなかった。
- (27) 明治18年4月20日、同年8月21日、明治19年4月27日、同年8月6日、同年8月19日、明治20年4月20日、同年4月22日、明治21年9月14日、同年9月24日官報、国立国会図書館デジタルコレクション
- (28) 前掲注5清浦奎吾（1929）、p. 36
- (29) 前掲注26三重県警察本部警務部警務課編（1964）、p. 621
- (30) 明治19年3月30日、同年12月10日、明治20年5月4日、同年7月22日、明治21年7月19日、明治22年4月1日官報、国立国会図書館デジタルコレクション
- (31) 「從來受業生ハ各府県ニ奉職スル警部巡査ヲ召募シ二様ノ教授法ヲ以テ訓練シタルモ巡査受業生ニ就テハ各府県既ニ巡査教習所ノ設ケアリ故ニ巡査ノ練習ハ前日ニ比シ大ニ其必要ヲ減セリ加フルニ雇教師普漏西国警察曹長斐ガセウスキー疾病ニ罹リ同年三月解傭セシヲ以テ寧口巡査ノ召募ヲ止メ全力ヲ警部ノ養成ニ盡シ其卒業生ヲシテ警察改良ノ基本ト為スノ利アルニ若カサルヲ信シ以後ノ召募ハ單ニ警部ノミトシ」（『記録材料・功程報告・内務省 件名：警察事務 警官練習所』 pp. 50–51、国立公文書館デジタルアーカイブズ <https://www.digital.archives.go.jp/img/1809757>
- (32) 『公文録・明治十八年・第三十一巻・明治十八年八月・内務省第一』件名：「警官練習所受業生ニ係ル費用ノ件」中「内甲八六 明治廿一年十一月一日 内務大臣請議獄務改良ノ為メ警官練習所經費転用ノ件」国立公文書館デジタルアーカイブズ <https://www.digital.archives.go.jp/img.pdf/3625723>
- (33) 法務省「矯正研修所の沿革」https://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_kyousei.html

18-01.html

- (34) 『歳入歳出豫算書』自明治18年至明治19年度、[大蔵省]、1886年、p. 1000、
国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/1352289> および
『法令全書』明治20年 勅令・法律、[内閣]、1887年、p. 8、国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/1087176>
- (35) 前掲注31
- (36) 長野警察本部『現行警察規則』1888年、p. 108、国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/791063>
- (37) 大日本頌徳会編『遺徳顕彰録』第2輯、1940年、p. 71、国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/1072322>
- (38) 一法師德恵『大分県人物叢伝』大分郡之部、1893年、pp. 187-188、国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/777501>
- (39) 警察協会福岡支部『警察官殉職誌』1916年、pp. 29-30、国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/913724>
- (40) 浅田長次郎(愛鳥道人)『三重県職員人物評:一名・官吏の腕くらべ』北村活版所、1890年、p. 49、国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/778743>
- (41) このほかにも、平野貞次郎『巡査服務法』冒頭に掲載された清浦司法次官書簡(平野貞次郎『巡査服務法』金城書院、1893年、国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/791160>)では、平野が警官練習所卒業後に巡査教習所となったことが記されている他、『戸口索引原簿調整手続き』では、戸口原簿が行政又は司法警察上必要不可欠のものであり、その利用法について、「予曾テ警官練習所ニ在リテ教師ヘーン氏ヨリ学ビ得タル旨趣ト警視庁第二局前科索引簿及西洋字書編纂ノ方法トヲ参酌シテ」と記されているように、警官練習所で学んだ実務教育と実地体験を踏まえて警察業務における改善を提案している(東京和泉橋警察署『戸口索引原簿調整手続』1888年、pp. 1-2、国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/785286>)。このように各地において警察業務に関するテキストに関わった卒業生も少なくないと考えられる。
- (42) 前掲注26三重県警察本部警務部警務課編(1964)、pp. 624-627
- (43) 前掲注36長野県警察本部(1888) p. 108
- (44) 広島県警察本部『広島県警察会計例規類聚』下巻、1889年、pp. 99-100、国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/791233>
- (45) 鳥取県警察本部『警察月報』明治22年1月分、1889年、p. 33、国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/1939487>
- (46) 同上、p. 34

- (47) 『現行埼玉県警規彙纂』1886年、pp. 50-51、国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/994860>
- (48) 前掲注44広島県警察本部（1889）、pp. 100-102
- (49) 前掲注22松井茂（1933）、p. 30

本研究は JSPS 科研費 JP「24K00194」（基盤研究 B 「近代日本における法継受の再検討—民衆および社会に対する法教育の分析を通じ—」）の助成を受けたものです。